

令和 8 年度 第 3 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和8年度第3回農業委員会総会日程表

日 時 令和8年6月8日（月） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 2階会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 押条和司朗

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 承認第1号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 令和7度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 前田和美 | 3 高橋忠明 | 4 石川光男 |
| 5 押条和司朗 | 6 喜井仁志 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 |
| 9 星川俊夫 | 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋正敏 |
| 13 曾我部清 | 14 川上國次 | 15 合田仁 | 16 村上佳清 |
| 17 寺尾悟志 | 18 鈴木敏也 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（24名）

- | | | | |
|-------|-------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 山下宏二 | 4 森川雅之 |
|-------|-------|--------|--------|

5 村上徳久	6 佐藤保之	8 鎌倉静夫	9 竹本正行
10 大西久史	11 石川秀樹	12 三宅秀明	13 紀井正明
14 受川清男	15 三好昇	16 藤原雅秀	17 鈴木健太郎
18 伊藤浩一	19 高橋藤信	20 越智英樹	21 近藤久美
22 近藤章仁	23 河村啓之	24 竹内正篤	25 山内浩史

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

7 宇高勉

出席した職員

事務局長 岩崎浩樹 次長 三宅栄一 次長 石川みちる
主任 大西洸喜

第3回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年6月8日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 一同「礼」、ご着席ください。

局 長 それでは、初めに、6月1日付で農地利用最適化推進委員になられました委員の委嘱状交付式を行います。

局 長 お名前をお呼びいたしますので、演台の前までご移動ください。
会長、中央の演台へご移動願います。

局 長 令和8年6月1付け農地利用最適化推進委員に委嘱する者
藤原 雅秀 委員

局 長 「礼」

会 長 (委員へ委嘱状交付)

局 長 「礼」

局 長 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。

局 長 それでは、新しく委員になられました藤原雅秀様、自席にて自己紹介をお願いいたします。

委 員 (自己紹介)

局 長 続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。
(事務局 自己紹介)

局 長 今後ともよろしく願いいたします。

局 長 それでは、農業委員会総会に移ります。

開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第 3 回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の
7 番 宇高 委員
より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第 15 条第 2 項の規定により、
8 番 篠永 委員、9 番 星川 委員 を指名いたします。

議 長 日程第 2、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。大西 主任

大 西 それでは、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」につい
て、報告いたします。
番号 1 の案件については、令和 8 年 4 月 18 日解約。
番号 2 の案件については、令和 8 年 4 月 20 日解約。
番号 3 の案件については、令和 8 年 4 月 21 日解約。
以上、3 件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で報告は終わりました。

議 長 日程第 3、承認第 1 号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律第 3 条第 1 項の規定による承認」についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、承認第 1 号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する

法律第3条第1項の規定による承認」について説明いたします。

地方自治体又は農業協同組合等が貸し手となり、農業に親しむことを目的として区画割りした農地を「市民農園」として借りる場合、その貸付対象農地については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の規定に基づき、農業委員会に承認を求めることとなっております。

番号1の案件については、申請者の四国中央市が、貸付対象農地の所有者と5年間の使用貸借契約を結ぶことについての承認申請で、申請地は、令和3年6月7日から令和8年6月6日までの5年間を期間として貸し付けを行っており、今回は、引き続き5年間の貸し付けを行うための申請です。

農業委員会の承認後は、四国中央市が、その農地の利用を希望する市民に貸し付けることとなります。なお、「四国中央市特定農地貸付要綱」に規定する、承認するための要件は満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 承認第1号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認」について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、承認することに決しました。

議 長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。受人は隣接地に自己住宅を建設予定で、近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。周辺農地を所有しており耕作便利のため申請されたもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。許可後は水稻の作付を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続まして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3 番

委 員 異議ありません。

議 長 4 番

委 員 異議ありません。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 5、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号 1 と 2 の案件については、関連案件であるため一括して説明いたします。

また、番号 2 については、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」番号 2 とも関連する案件です。当初計画者が分譲宅地（9 区画）を計画し、令和 8 年 1 月 9 日に農地転用の許可を受け、所有権を移転し、事業計画に沿って宅地造成工事を行っていましたが、区画の一部（3 区画）

を、余儀ない事情により譲り渡すこととなったため、事業計画を変更するものです。番号1が、当初計画者が事業を継続する面積の計画変更、番号2が、事業の承継に係る計画変更です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1と番号2について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は6件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号2の関連案件で、受人は宅地建物取引業等を営む法人ですが、現在、渡人が計画に沿って分譲宅地造成工事を行っている土地の一部を承継することとなり、当該地が農地のままであるため事業計画変更とともに申請するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は個人で賃貸住宅事業を営んでおりますが、申請地の南北にある、受人が経営する賃貸住宅の入居者用駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住しておりますが、子供の誕生に伴い手狭になってきたため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、すでに土砂が搬入されているため、申請者より始末書が提出されています。

番号5の案件について、受人は現在、実家で親と同居しておりますが、手狭になってきたため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は太陽光発電事業等を営む法人で、日照条件の良い太陽光発電事業に適した申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、

申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 この案件ですが、農業振興地域からの除外をした後に農地転用するということになっていましたが、農業振興地域から除外される前に、また、この申請が出る前から重機を入れて造成工事にとりかかっていたため、それはだめですよと、事務局にも再三再四連絡をして現地の写真も撮りました。そのように伝えていたにもかかわらず、始末書が付いて本日の議題にあがっている。農地に戻してからでないと、こんなことでは良くない思うのですが、このことについて委員の皆様にも考えていただけたらと思います。

三 宅 今、委員がおっしゃいましたとおり、現況について事務局に連絡をいただいておりますので、その都度、事務局も現地を確認し、申請代理人に是正指導しておりました。ただ、申請の受付に関しては、許可要件である立地基準と一般基準を満たしており、拒否することはできませんのでご理解をいただき、農業委員会としてどのような意見で県知事に進達するべきかをお聞かせいただければと思います。

議 長 委員さんと事務局次長の説明のとおりであります。この案件については、私も事務局から説明を受けておりますが、農業委員会としてこの申請を拒否することはできませんので、県知事へ進達するということにはなります。ただし、進達する時に委員の方々の意見を附しますので、その意見を県がどう判断するかということになります。始末書については、例えば、過去において、農地法のことを知らずに転用してしまったというような場合は、致し方ないところもあろうかと思いますが、今回のように、委員から再三おかしいと指摘があったにもかかわらず実行したことに対して、始末書があればそれで済むのかというようなご意見は当然のことであると思いますので、そういったことを含めた意見とします。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 まず、議案第 3 号中番号 4、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、委員が述べられたことを含めた異議がある旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手多数）

議 長 挙手多数であります。

よって、議案第 3 号中番号 4 は、異議がある旨の意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 採決を続けます。議案第 3 号番号 4 以外について、「異議なき旨の意見」とす

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号番号4以外は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、5月13日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 5月13日に、本人立会いのもと現地確認を行いました。申請者は、対象の農地で水稻の作付を行っており、これまでも継続して農業に従事しておりますので、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 相続税の納税猶予というのは、どういう場合に起きるのですか。

大 西 農業を営んでいた農地所有者から農地を相続した時に発生する相続税について、税務署に納税猶予の申告を行い、適用された場合です。納税猶予の適用を受けるには、引き継いだ後継者が農業経営を続けていることが条件となります。その確認として、農業委員会が交付する「引き続き農業を行っている旨の証明書」を3年ごとに税務署に提出する必要がありますので、地元委員の方と事務局とで対象農地の現地確認を行い、農業経営を継続していると確認できた方について、同証明書を交付しています。なお、制度の適用を開始した時期によって条件が異なり、20年経過すれば猶予ではなく免除になる場合もありますが、これは平成21年度税制改正前に適用を受けた場合です。現行の免除については、当市に市街化区域がありませんのでこの特例の適用はありません。

委 員 農業委員会から適格証明が出て、それを税務署が認めてくれた場合は、生涯税金が猶予されるという理解でいいですか。

大 西 はい。3年ごとに農業経営を継続しているということを確認した証明書を税務署に提出し、適用を受けることができれば、生涯猶予されるということになります。

委 員 分かりました。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第8、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定10件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、10年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

番号9の案件については、5年間の使用貸借です。

番号10の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号10について、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 日程第9、議案第6号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第6号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、説明いたします。

本議案につきましては、令和7年4月7日に開催しました令和7年度第1回総会において決定した、令和7年度最適化活動の目標及び活動計画についての点検と評価になります。

別紙様式5「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」1ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況は、令和7年4月1日現在を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。

II 最適化活動の実施状況、1の(1)農地の集積の③実績はご覧の通りで、集積面積の減は、経営体が減少したことによるものと思われます。続いて、(2)遊休農地の発生防止・解消の実績については3ページをご覧ください。

③実績のA a は、令和3年度の緑区分の遊休農地に対しての解消面積になりますので、令和3年度の利用状況調査で区分を分けず、全て黄区分に計上していた当市は、対象となる緑区分がないため、面積・状況ともにゼロとなります。イ新規発生遊休農地の解消については、令和6年度に発生し、令和7年度に解消された緑区分の面積です。④その他、令和7年度の利用状況調査により把握した遊休農地は前年度から44ヘクタール増加しており、要因と

して、農業者の高齢化や相続人の市外転出などで管理できなくなった農地が遊休農地となったと考えられます。

(3) 新規参入の促進の実績については、4 ページをご覧ください。令和 7 年度の新規参入は 29 経営体あり、そのうち規模拡大の意思がある 3 経営体を参入者としてあげております。

次に、2 最適化活動の活動目標についてですが、(2) 活動強化月間の設定は、目標 3 回に対して実績が 2 回、5 ページ (3) 新規参入相談会への参加については産業祭での相談会を実績としております。

一番下にある推進委員等の点検・評価結果については、国の通知を基に結果を出しております。

最後に、6 ページ、Ⅲ事務の実施状況については、令和 7 年度の実績を記載しております。

只今説明いたしました、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況については、県知事等へ報告するとともに、市ホームページにて公表いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があればお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 6 号、「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。
- よって、議案第6号は、承認することに決しました。
- 議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。
- 議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 大 西 先ほどご説明いたしました納税猶予について補足説明させていただきます。
- 農業経営をやめた場合、また、猶予を受けている農地の20パーセントを超える部分の転用を行った場合、猶予は打ち切りとなり、猶予されていた税額的全額または一部に加え、本来の納期限からの期間に応じた利子税の納付が必要となります。なお、20パーセント以下の場合は、該当する面積分の税額と利子税の猶予が打ち切られます。
- 以上、補足説明を終わります。
- 委 員 その20パーセントというのは耕作面積の20パーセントですか。
- 大 西 納税猶予を受けている農地面積の20パーセントです。
- 委 員 分かりました。
- 委 員 もう一件いいですか。
- 議 長 はい。どうぞ。
- 委 員 先ほどの始末書の件ですが、あれは非常にけしからん行為だろうと思います。
- 農業委員会に何度も連絡しているのに、その申請が出てきたら拒否はできないとのことですが、その過程の問題です。今回は、受人が個人だから致し方ないにしても、受人が業者でこれが商売だったとすれば、農地へ復元して、再度申請をやり直していただくといったことが必要で、始末書で済まされる問題ではないと思います。いまひとつ、そういった警告があれば、ある程度厳しく対応していただき、今後このようなことがないようにしていただきたい

いと思います。

局 長 貴重なご意見ありがとうございます。事務局としても、委員の方から連絡を受け、その都度現地を確認し、申請代理人にも農地に復元するよう対応を求めています。ただ、先にもご説明いたしましたとおり、農業委員会としては受付せざるを得ない立場にありますので、この案件については、皆様からの意見を附して県知事へ進達いたします。

議 長 貴重なご意見ありがとうございます。そのほか、何かご意見等ございますか。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、誠にありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 一同「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 21)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 押 条 和 司 朗

委 員 篠 永 賢 二

委 員 星 川 俊 夫